イオンカードセレクトご家族カード約款

本約款は、イオンカードセレクトご家族カード会員と株式会社イオン銀行（以下、「当行」という）との間の、イオンカードセレクトご家族カードに関する取り決めについて定めるものです。なお、本約款は「イオンカード会員規約」の特約であり、同規約の定めと本約款の定めが異なる場合は、本約款の定めが優先して適用されます。

第１条　イオンカードセレクトご家族カード

1. イオンカードセレクトご家族カードとは、イオンカードセレクトまたはイオンゴールドカードセレクトの発行を受けた本人会員の家族会員に発行されるカード（以下、「ご家族カード」という）のことをいいます。
2. イオンカードセレクトとは、「イオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード特約」に定める「イオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード」の機能を一体化し、発行されるカードをいいます。
3. イオンゴールドカードセレクトとはイオンカードセレクトのうち、ゴールドカードとして発行されるカード（以下、イオンカードセレクトとあわせて「本人カード」と総称する）をいいます。
4. 「イオンカード会員規約」、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」、「イオンカードセレクトご家族カード　WAON 利用特約」「保証委託約款」「個人情報の取扱いに関する同意書（保証委託先）」および本約款を承認のうえ、当行に本人会員がご家族カードの利用を申し込み、当行が認めた者に対し、ご家族カードを発行するものとします。

第２条　ご家族カードの特典

1. 当行が定めた特典を家族会員に対し提供します。特典の内容については店頭のパンフレット等に記載します。
2. 本人会員に対しイオンカードセレクト以外のカードが発行される場合は、所定の時期をもって特典の提供を終了します。
3. 当行は、特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

第３条　有効期限

1. ご家族カードの有効期限は、当行が指定する日とし、ご家族カード上に表示された月の末日までとします。
2. 家族会員より脱会の申し出がなく、当行が引き続いて会員と認める場合は、有効期限を更新した新しいカード（以下、「更新カード」という）を発行し、貸与します。更新カードを発行する時期は次のいずれかの理由により当行が定めるものとします。
   イ．有効期限が到来するとき
   ロ．ご家族カードの機能に変更があるとき
   ハ．ご家族カードのデザインに変更があるとき
   ニ．その他当行が必要と認めたとき
3. 本人カードのクレジットカード機能の利用停止または利用資格の取消により本人カードが更新されなかった場合には、ご家族カードの更新カードは発行いたしません。

第４条　利用停止等

1. 本人カードまたはご家族カードのクレジットカード機能の利用停止または利用資格の取消の場合には、当行は家族会員に事前に通知・催告等をすることなく、ATM や当行の加盟店等を通じて、ご家族カードを回収することができるものとします。

イオンカードセレクトご家族カード WAON 利用特約

本特約は、お客さまとイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、「当社」という）の間の、イオンカードセレクトご家族カードに付与される WAON 機能に関する取り決めについて定めるものです。

第１章　総則

第１条　本特約の効力

本特約は、「WAON 一体型カード利用約款」、「WAON ポイント約款」および「イオンカードセレクトご家族カード約款」の特約であり、これらの約款の定めと本特約の定めが異なる場合は本特約の定めが優先され、イオンカードセレクトご家族カードの WAON 機能について本特約に特段の定めがない場合には、イオンフィナンシャルサービス株式会社が定める「WAON 一体型カード利用約款」、「WAON ポイント約款」を準用するものとします。

第２条　定義

1. 本特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

⑴ イオンカードセレクトご家族カード　「イオンカードセレクトご家族カード約款」に定めるカードのことをいいます。

⑵ クレジットチャージ　お客さまが当行所定の事業者端末を利用してイオンカードセレクトご家族カードを用いて指定した金額をクレジットカード機能により当該金員をイオンカードセレクトご家族カードにチャージすること

⑶ オートチャージ　お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンカードセレクトご家族カードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額（以下、「実行判定額」という）未満になるときに、イオンカードセレクトご家族カードのクレジットカード機能によりあらかじめお客さまが設定した金額（以下、「入金実行額」という）が自動的にチャージされること

⑷ WAON 端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称

①事業者端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの

②利用者端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、お客さまが管理するもの

2. 前項に定めるもののほか、本特約における用語の定義はイオンフィナンシャルサービス株式会社が定める「WAON 一体型カード利用約款」、「WAON ポイント約款」において定義する意味を有するものとします。

第２章　チャージ

第３条　チャージの利用方法等

1. イオンカードセレクトご家族カードの WAON のチャージは、現金によるチャージおよびクレジットチャージとし、銀行チャージはご利用いただけません。
2. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、クレジットチャージを行うことができます。
3. クレジットチャージを行うことができる事業者端末の利用時間は、WAON 事業者が別途定めるものとします。
4. お客さまがクレジットチャージを行うときは、事業者端末の画面表示等の操作手順に従い、事業者端末にイオンカードセレクトご家族カードを接触させ、届出のクレジットカード機能の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
5. お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内においてクレジットチャージを行うことができます。
6. クレジットチャージ実施時における売上票への署名は省略します。
7. クレジットチャージは、クレジットカード機能によるショッピング一回払いとします。
8. 前項に関わらず、お客さまは「イオンカード会員規約」第 24 条に定めるお支払方法の変更サービスを申し入れることができるものとします。

第３章　オートチャージ

第４条　オートチャージの利用方法等

1. イオンカードセレクトご家族カードの WAON オートチャージは、予めお客さまが設定した金額がクレジットカード機能により自動的にチャージされることとなります。
2. オートチャージを希望されるお客さまは、所定の方法により当行

にお申込みください。
3. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する事業者端末により行うこととします。なお、実行判定額は49,000 円を限度とし、入金実行額は 49,000 円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません）、それぞれ 1,000 円単位で当行所定の事業者端末で設定または変更ができるものとします。
4. オートチャージ実施時における売上票の署名は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。

第 5 条　オートチャージに係る制限事項等
1. オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。
2. チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
3. オートチャージを実施することによりイオンカードセレクトご家族カードのクレジットカード機能によるショッピングの利用限度額を超えることとなるときは、オートチャージは一切実施されません。

第 4 章　その他

第 6 条　盗難・紛失

お客さまがイオンカードセレクトご家族カードを盗まれもしくは紛失された場合、直ちに当行にお届出ください。この場合、当行および WAON 事業者は、クレジットチャージおよびオートチャージの停止措置をとります。

第 7 条　免責事項
1. 前条に基づくクレジットチャージおよびオートチャージの停止措置までに、クレジットチャージまたはオートチャージにより、ショッピング一回払いとして請求された金額については、当行および WAON 事業者はその責任を負わないこととします。
2. クレジットチャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当行および WAON 事業者はその責任を負わないこととします。

第 8 条　更新カードの取扱
1. お客さまは、イオンカードセレクトご家族カードの再発行、有効期限の到来、氏名変更およびクレジットカード機能の利用停止等により、新しいイオンカードセレクトご家族カード（以下、「更新カード」という）が送付された場合には、所定の手続に従い、お客さまが既に保有するイオンカードセレクトご家族カード（以下、「旧カード」という）の WAON および WAON ポイントの残高を更新カードに移行または WAON および WAON ポイントの残高が 0 になるまでご利用ください。なお、この移行手続きをとらなかったことに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第 9 条　クレジットチャージまたはオートチャージの停止

当行または WAON ブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、クレジットチャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

第 10 条　特約の改廃

当行は、お客さまの事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日および変更内容を、当行のホームページへの掲示、その他所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

WAON 一体型カード利用約款

第 1 条（目的）
1. 本約款は、イオン株式会社が管理および運営する電子マネー「WAON」によるお取引について規定するもので、次条に定義する WAON 発行者およびカード発行者たるイオンフィナンシャルサービス株式会社は、次条に定義する WAON 一体型カードによる「WAON」のお取引について本約款に従い取り扱うものとし、次条に定義する利用者は、本約款に従いお取引をしていただきます。
2. 本約款に別段の定めがない事項については、イオンカード会員規約が適用されます。なお、イオンカード会員規約または他の WAON カードに係る WAON 利用約款と本約款の内容が抵触するときは、本約款が優先して適用されます。

第 2 条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
⑴ WAON　本約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本約款に基づき利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
⑵ WAON カード　WAON を記録することができるカード
⑶ WAON 一体型カード　株式会社イオン銀行のイオンカード会員に対して発行されるクレジットカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
⑷ WAON サービス　利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス
⑸ WAON マーク　WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
⑹ チャージ　WAON カードに記録された WAON の金額を加算すること
⑺ オートチャージ　WAON 一体型カードの利用に際し、当該カードの WAON 残高があらかじめ利用者が設定した金額未満であるときに、WAON 一体型カードのクレジットカード機能により、あらかじめ利用者が設定した金額が自動的にチャージされること
⑻ 利用者　WAON の保有者であって、本約款に基づき WAON を利用する方
⑼ WAON ブランドオーナー　WAON を管理および運営する主体としてのイオン株式会社
⑽ WAON 発行者　WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者および WAON を発行する主体としてのイオンフィナンシャルサービス株式会社
⑾ カード発行者　WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者および WAON カードを発行する主体としてのイオンリテール株式会社
⑿ WAON 加盟店　利用者が本約款に従って商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON を利用することができるイオンリテール株式会社その他の事業者
⒀ WAON 事業者　WAON ブランドオーナー、WAON 発行者、カード発行者および WAON 加盟店の総称
⒁ WAON 端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称
　① 事業者端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの
　② 利用者端末　WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、利用者が管理するもの

第 3 条（WAON カードの交付）
1. WAON 一体型カードは、カード発行者がイオンカード会員規約に従い利用者に貸与するものとし、当初 WAON の利用可能残高は 0 円とします。
2. 利用者は、WAON 一体型カードの署名欄に自署していただくものとします。
3. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって WAON 一体型カードを保管するものとします。

第 4 条（インターネットでのご利用準備）
1. WAON 事業者がインターネットを用いた WAON サービスの提供を開始した場合、利用者は、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上で WAON の利用等を行うことができます。
2. WAON をインターネット上でご利用いただくときは、利用者は、利用者ご自身の費用と負担によって利用者端末をご準備ください。
3. インターネットを用いた WAON サービスの開始時期、当該サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、WAON

サービスに係るホームページ等でご案内させていただきますので、これをご確認ください。

第 5 条（WAON のチャージ）

1. 利用者が WAON カードにチャージを希望されるときは、WAON カード券面に記載された WAON 発行者に対し、WAON 発行者所定の方法により、お申し込みください。なお、チャージ方法については、WAON サービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。
2. WAON の 1 回のチャージ金額は 49,000 円を限度とし、チャージ後の WAON の利用可能残高は 50,000 円を上限とします。
3. チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行った WAON 端末またはチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、利用者は、かかる表示をご確認いただくものとし、WAON 端末に表示された時またはレシートが発行された時に利用者から特段の申し出がない限り、利用者は、チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。
4. 利用者は、WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者との取引に変更することおよび WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者において WAON カードにチャージすることはできませんので、ご了承ください。
5. WAON 一体型カードにおける WAON のオートチャージについては、前各項に定めるほか、イオンカード会員規約に規定される WAON オートチャージに関する特約に従います。
6. クレジットカードの有効期限満了にともなう更新発行時、または、再発行時に付帯された WAON サービスについては、クレジットカードの会員が最初にチャージをした時点をもって WAON サービスの付加及び本約款に同意したものとします。

第 6 条（WAON のチャージができない場合）

1. 利用者は、次の場合、WAON カードにチャージすることはできませんので、ご了承ください。
   ⑴ WAON カードまたは WAON が破損しているとき
   ⑵ WAON 端末（ただし、利用者端末を除く）の稼働時間外であるとき
   ⑶ 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむを得ない事由があるとき
   ⑷ 利用者が、本約款に違反し、または違反するおそれがあるとき
2. 前項に基づき利用者が WAON カードにチャージできないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 7 条（利用可能残高の確認等）

1. WAON の利用可能残高は、WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。
2. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
3. WAON のご利用履歴は、WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 8 条（WAON のご利用）

1. 利用者は、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、WAON 発行者および WAON 加盟店が定める方法により代金のお支払にご利用いただけます。
2. WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金または WAON 加盟店の指定する方法によりお支払いただきます。なお、WAON 一体型カードのクレジットのご利用と WAON のご利用を併用することはできません。

第 9 条（WAON のご利用ができない場合）

1. 利用者は、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
   ⑴ WAON カードが偽造若しくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき
   ⑵ WAON カードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、または WAON が違法に保有されるに至ったものであるとき
   ⑶ 利用者が、本約款に違反し、または違反するおそれがあるとき
   ⑷ 利用者の WAON 利用状況等に照らし、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき
   ⑸ WAON カードまたは WAON の破損、WAON 端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき
   ⑹ システムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき
2. WAON 一体型カードは、当該カードの署名欄に署名された利用者以外はご利用できません。
3. 利用者がイオンカード会員規約に違反したときは、WAON 一体型カードの WAON をご利用できないことがあります。
4. 前各項に基づき利用者が WAON を利用できないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 10 条（利用者の遵守事項）

1. 利用者は、WAON のご利用に際し、次の行為をすることができません。
   ⑴ 違法、不正または公序良俗に反する目的で WAON カードまたは WAON を利用すること
   ⑵ 営利の目的で WAON カードまたは WAON を利用すること
   ⑶ WAON に係るソフトウエア、ハードウエア、その他 WAON に係るシステム、WAON カードまたは WAON について、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること
   ⑷ WAON カードが偽造若しくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること
2. 利用者は、前項各号の事実を知ったときは、WAON 発行者に対して WAON 発行者所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、WAON カードをカード発行者に返還していただきます。この場合、当該 WAON カードに記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 11 条（WAON カードの破損等）

1. 利用者は、WAON カードを破損し、または磁気に近づけないようご注意ください。WAON カードの破損、電磁的影響その他の事由（以下「WAON カードの破損等」といいます）により WAON が破損または消失した場合、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON カードの破損等が利用者の事情によらないことが明らかであって、WAON カード番号が判明したときは、利用者は、カード発行者所定の方法により WAON カードをご提出いただくことにより、カード発行者から WAON カードの再交付を受けることができます。
3. 第 1 項の場合において、WAON の破損または消失が利用者の事情によらないことが明らかであって、WAON 発行者所定の方法により WAON カードにおける WAON の未使用残高が判明したときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により従前の WAON カードまたは前項により再交付された WAON カードに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
4. WAON カード券面に記載されていない他のカード発行者および WAON 発行者は、第 2 項および第 3 項の取扱いをいたしません。
5. 第 2 項によりカード発行者が WAON カードを再交付する場合、WAON 一体型カードの利用者に対しては、WAON 一体型カードを再交付します。ただし、WAON カードの図柄または機能について、従前の WAON カードと異なる場合がありますので、ご了承ください。また、従前の WAON カードは、カード発行者が回収させていただきます。
6. WAON 一体型カードのクレジットカード機能のみが破損等によってご利用できなくなった場合において、利用者からその旨をお届出いただき、WAON 発行者が所定の利用停止措置をとったときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により、新たに交付された WAON 一体型カードに利用停止措置完了時の残高でチャージを

受けることができます。

第 12 条（WAON の盗難・紛失）

利用者が WAON カードを盗まれ若しくは紛失され、またはこれらに準じて WAON の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。ただし、利用者が WAON 一体型カードの盗難または紛失を WAON 発行者にお届出いただいた場合であって、WAON 発行者が所定の利用停止措置をとったときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により、新たに交付された WAON 一体型カードに利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。

第 13 条（WAON 加盟店との関係）

1. 利用者が WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、WAON カード券面に記載された WAON 発行者は、当該 WAON 発行者が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

第 14 条（譲渡等の禁止）

利用者は、WAON カードおよび WAON について、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第 15 条（換金の原則禁止）

1. WAON は、第 13 条第 2 項ただし書、本条第 2 項、第 18 条第 2 項および第 21 条第 3 項に定める場合を除き、換金できませんので、ご了承ください。
2. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、本条第 3 項から第 5 項までの規定に従い、WAON の返金を受けることができます。
   ⑴ 第 11 条第 3 項および第 6 項、第 12 条ならびに第 16 条第 3 項に定める場合において WAON 発行者が相当と認めたとき
   ⑵ 法令等により WAON を返金すべきとき
   ⑶ WAON 発行者がやむを得ないと認める相当の事由があるとき
3. 前項の場合、利用者は、WAON 発行者所定の方法により WAON カードをご提出いただくことにより、WAON の未使用残高から WAON 発行者が定める手数料を控除した金額について、返金を受けることができます。この場合、従前の WAON カードは、WAON 発行者が回収させていただきます。
4. WAON カード番号が判明しない場合または WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。
5. WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者は、第 2 項の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第 16 条（有効期限等）

1. WAON 一体型カード券面に表示された有効期限経過後は、WAON 一体型カードを利用し、または WAON を代金のお支払いにご利用いただくことはできません。
2. WAON 一体型カード券面に表示された有効期限が経過する場合、カード発行者は、イオンカード会員規約に従い、新たな WAON 一体型カードを利用者に交付します。なお、新規交付するカードの図柄および機能の一部について、従前のカードと異なる場合がありますので、ご了承ください。
3. 前項の場合、利用者は、WAON 発行者所定の方法により、新規交付された WAON 一体型カードに従前のカードの未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
4. 利用者がイオンカード会員規約に基づきクレジット会員資格を喪失した場合、第 9 条第 3 項に該当しない限り、利用者は、WAON の残高が 0 になるまで当該カードをご利用いただき、WAON の残高が 0 になったときは、当該カードを利用者の責任で切断の上破棄し、またはカード発行者に返却してください。

第 17 条（WAON 発行者による WAON サービスの解約）

1. WAON 発行者は、次のいずれかに該当したときは、利用者に対して事前に通知または催告することなく、WAON サービスを解約することができます。
   ⑴ 利用者が本約款に違反したとき
   ⑵ 利用者の WAON 利用状況等に照らして、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき
2. 前項の場合、利用者は、事後、WAON カードおよび WAON を利用することができません。また、カード発行者は、カード発行者所定の方法により、WAON カードを回収する場合があります。この場合、WAON カードに記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 18 条（WAON 発行者による WAON サービスの終了）

1. WAON 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAON サービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者所定の方法により、WAON サービスを終了させる旨および WAON カードに記録された WAON の返金方法について周知の措置をとります。この場合の WAON の返金手続については、第 15 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。
3. 前項の場合、WAON 発行者が定めた返金期間経過後は、返金を行わないこととといたしますので、ご了承ください。
4. WAON カード番号が判明しない場合または WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。

第 19 条（WAON 事業者の責任）

WAON カードおよび WAON を利用することができなかったことにより利用者に生じた損害等について、WAON 事業者に故意または重過失がない限り、WAON 事業者はその責任を負いません。なお、WAON 事業者に故意または重過失がある場合であっても、WAON 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は自己が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらの準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」と言います。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   ⑴ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ⑵ 暴力団員等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑶ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自己または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   ⑴ 暴力的な要求行為
   ⑵ 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ⑶ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   ⑷ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて WAON 事業者の信用を毀損し、または WAON 事業者の業務を妨害する行為
   ⑸ その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が前二項のいずれかに該当すると WAON 事業者が判断する場合、WAON 事業者は利用者に対して何らの催告を要さず、WAON サービスを解除することができるものとします。
4. WAON 事業者は、前項の規定に基づき WAON サービスを解除したことにより、当該利用者に損害が生じても何らの賠償又は補償はしないものとします。

第 21 条（取扱いの変更）

1. WAON サービス、WAON カードまたは WAON の取扱いについて、本約款を変更する場合、WAON 発行者およびカード発行者は、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者およびカード発行者所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。
2. 本約款の変更は、次の場合に効力を生じるものとします。
   ⑴ 利用者にご異議がなく前項の予告期間を経過したとき
   ⑵ 前項のお知らせ後、利用者が WAON のチャージまたは利用を行ったとき

3. 前項の規定にかかわらず、約款の変更が利用者に不利益なものであると認められる相当の事由があり、第 1 項の予告期間内に利用者から異議のお申し出があった場合には、WAON 発行者は、WAON を返金します。この場合、第 15 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。

第 22 条（合意管轄裁判所）

利用者は、WAON サービスに関して利用者と WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地、購入地または WAON 事業者の本社、各事業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 23 条（ご相談窓口）

WAON サービス、WAON カード、WAON または本約款に関するご質問またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただくほか、WAON カード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

附　則

本約款は、2007 年 4 月 23 日から適用します。
2025 年 2 月 28 日　改定

WAON ポイント約款

第 1 条（目的）

1. 本約款（以下「本ポイント約款」といいます。）は、次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて規定するもので、WAON 発行者は、本ポイント約款に従って WAON ポイントに係るサービスを提供します。
   なお、イオンマーケティング株式会社（以下「WAON POINT 発行者」といいます。）が管理運営する WAON POINT サービスに係る WAON POINT 加盟店で、WAON を利用した場合に付与される WAON POINT については、WAON POINT 発行者が定める WAON POINT サービス規約（https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms）が適用されるものとします。
2. 本ポイント約款に別段の定めがない事項については、次条に定義する WAON 利用約款が適用されるものとします。

第 2 条（定義）

1. 本ポイント約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
   ⑴ WAON ポイント WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者に付与される電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるもの。
   ⑵ 提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON ポイントと交換することができるものとして WAON 発行者が指定するもの。
   ⑶ WAON ポイント対象取引 利用者が WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、本ポイント約款に従って WAON ポイントが付与される WAON 発行者所定の取引。
   ⑷ WAON 利用約款 WAON ポイントが蓄積される WAON カードに係る WAON 利用約款及びこれに付随する特約の総称。
2. 前項に定めるもののほか、本ポイント約款における用語の定義は、WAON 利用約款において定義する意味を有するものとします。

第 3 条（ポイントの付与）

1. 利用者が WAON ポイント対象取引を行った場合、WAON 発行者は、利用者に対して、WAON 発行者所定の WAON ポイントを付与します。なお、WAON 発行者が WAON ポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引及び WAON ポイント対象取引に対して WAON POINT 発行者が WAON POINT を付与した場合には、WAON ポイントは付与しません。
2. 利用者は、WAON 発行者及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができます。
3. WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、WAON 発行者が定めるところによりますので、利用者に事前に通知することなく変更することがあります。

第 4 条（ポイントの付与ができない場合）

1. 次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与及び提携ポイントの交換はできませんので、ご了承ください。
   ⑴ WAON カード又は WAON が破損しているとき。
   ⑵ WAON 端末（ただし、利用者端末を除く。）の稼働時間外であるとき。
   ⑶ 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
   ⑷ 利用者が、本ポイント約款又は WAON 利用約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき WAON ポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 5 条（WAON ポイント残高の確認等）

1. WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。
2. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
3. WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON ポイントの履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 6 条（WAON ポイントの利用）

1. 利用者は、WAON ポイントが WAON 発行者所定のポイントに達した場合、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントを WAON に交換することができます。
2. 前項に基づき利用者が WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、WAON 発行者所定の単位で交換することができます。
3. 利用者は、次の各号に定める場合、第 1 項に基づくポイントの交換はできません。これにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
   ⑴ WAON 利用約款に基づき WAON が利用できないとき。
   ⑵ 利用者が、本ポイント約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
   ⑶ WAON ポイント交換後の WAON が当該 WAON カードの利用可能残高の上限金額を超えるとき。
4. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積されたカード以外の他のカードの WAON には交換できません。
5. 前各項に定める場合のほか、利用者は、クーポン、割引券又は提携ポイントへの交換等、WAON ポイントを利用した WAON 発行者所定のサービスを受けることができます。当該サービスの内容及び開始時期等については、WAON 発行者所定の方法によりご案内させていただきます。

第 7 条（商品返品時のポイント処理）

1. 利用者が WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第 3 条に従って付与された WAON ポイントは減算されます。
2. 前項に従い、ポイント残高がマイナスとなった場合、利用者は、WAON 発行者に対して現金にてマイナス金額をご精算いただきます。

第 8 条（WAON ポイントの盗難・紛失等）

WAON カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON ポイントの全部又は一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 9 条（WAON ポイントの有効期限等）

1. 利用者が初めて WAON カードにチャージした日から 1 年経過後の月末までを初年度とし、2 年目以降は、前年度末の翌日から 1 年間を各年度とします。
2. 各年度中に付与又は加算された WAON ポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
3. 前項に定める有効期限が経過した WAON ポイントは消滅し、以後、当該 WAON ポイントのご利用はできません。
4. WAON 利用約款に従って WAON サービスが解約その他の理由

により終了した場合、当該 WAON カードに係る WAON ポイントは消滅します。

第 10 条（譲渡等の禁止）

利用者は、WAON ポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。ただし、利用者は、発行者所定の方法により、WAON ポイントギフトとして WAON ポイントを譲渡することができます。

第 11 条（換金の禁止）

WAON ポイントは、現金との引換えはできませんので、ご了承ください。

第 12 条（WAON 事業者の責任）

1. WAON 事業者は、WAON ポイントに関して利用者に生じた損害等について、責任を負いません。
2. ポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、利用者にこれを負担していただきますので、ご了承ください。

第 13 条（WAON ポイントの終了）

1. WAON 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第 14 条（取扱いの変更）

WAON ポイントの取扱いについて、本ポイント約款を変更する場合には、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、一定の予告期間をおいて周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第 15 条（ポイントサービスに関するご案内）

WAON ポイントに関する事項は、WAON サービスに係るホームページ、WAON 加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本ポイント約款とあわせてご参照ください。

附　則

本ポイント約款は、2007 年 4 月 10 日から適用します。
2025 年 2 月 28 日改訂

〈カード発行会社〉

株式会社イオン銀行

【お問い合わせ】
イオンカードコールセンター（受付時間 9:00～18:00　年中無休）
0570-071-090（ナビダイヤル：有料）
または 043-296-6200（有料）

●お買物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

本規約に同意されない場合は、カードご利用開始前にカードにハサミを入れ、その旨をご記入頂き、当行宛にご返却下さいますようお願い致します。

AD-01-0431-03[2025.02]